○東北地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年東北地方整備局告示第八十七号盛岡広域都市計画道路事業三・一・百十六号盛岡駅本宮線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千二百八十八号県北都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十八年七月十五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年近畿地方整備局告示第九十四号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業八・六・七号　平城宮跡歴史公園

三　事業施行期間　自平成二十一年五月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	A	七・五三～六〇・九八メートル	二・六四五キロメートル	上記A・B・C・D及びEは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D・E	八・六六～八六・〇〇メートル	一・八六〇キロメートル	
	A	七・五三～六〇・九八メートル	二・六四五キロメートル	
	後B・C・D・E	八・六六～八六・〇〇メートル	一・八六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名　供用開始の区間　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

五十五号　徳島県海部郡牟岐町大字中村字大谷一二番六から同町大字中村字大谷一二番八まで

供用開始の期日　平成二十九年三月三日

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
嬉野市嬉野町大字下宿字三本杉甲四三九六番二から同市嬉野町大字下宿字三本杉甲四二五五番まで	前	八・七八～一五・九八メートル	一三・一六～三〇・一五キロメートル	
	後	〇〇・三二～〇〇・三二		

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号　八女市立花町下辺春字松ヶ原二四三六番一から同市立花町下辺春字深野三二八六番二まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三日

○九州地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類　路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　三号及び二百十九号　熊本県八代郡氷川町椚字小柳六番三から同町椚字桑原三七七番一まで　九州地方整備局及び熊本河川国道事務所